

制度改訂説明会資料

1. 制度改訂について

- (1) 制度改訂概要 P1
- (2) 新制度の退職手当金について
 - ①退職手当金計算方法 I・II P2・3
 - ②現行制度と新制度給付比較 P4
- (3) 新支給率表 P5
- (4) 最高年齢者について
 - ① 退職手当金計算方法 P6
 - ② 掛金納付について（最高年齢者状況届） P7・8
- (5) 経過措置について P9
- (6) 共済財団からのお願い P10
- (7) 制度改訂（2025.4.1 実施）に関する Q&A(追加分)

2. その他の伝達事項

- (1) 共済（県）加入要件の変更について P11
- (2) 被共済職員状況届の提出時期の見直しについて（資料はありません。）
- (3) 福祉医療機構（国）の電子化に伴う諸届の提出先の変更について

福祉医療機構ホームページをご覧ください。

URL : https://www.wam.go.jp/hp/taite_newsystem_guide/

制度改訂概要

① 新制度の適用時期

退職日が令和7（2025）年4月1日以降の退職者から適用します。

令和7（2025）年3月31日までの退職者は現行制度です。

※令和7年3月31日で退職される方は現行制度での給付です。

② 退職手当金の計算方法が変わります。

(現行) 退職した年度の掛金基準給与額 × 加入期間に応じた支給率

(新) 掛金累計額 (事業主分 + 職員分) × 加入期間に応じた**新**支給率

※休職等で掛金を納付していない期間は、加入期間から除きます。

③ 支給率を変更します。

加入期間10年（支給率1.0）で納付した掛金額（事業主 + 職員分）が退職手当金として支払われます。

④ 加入期間（1年以上）の算定方法を変更します。

現行制度 → 端数月6か月以上で加入年数を切り上げ

6か月未満で加入年数を切り捨て

新制度 → 加入期間1ヵ月単位で支給率を設定

⑤ 最高年齢者制度を見直します。

新制度では、年令に関わりなく掛金を納付していただき加入月から退職月まで退職手当金の計算に算入します。

現行制度では加入できなかった65歳以上の方も新制度では、加入できます。

⑥ 経過措置を設定します。

経過措置とは、ある一定期間の間、現行制度と新制度を比較し多い金額の方を退職手当金として支払うことです。（経過措置期間は5年間）

退職手当金の計算方法 I

AさんとBさんは加入期間10年で、退職時本俸額220,000円（掛金基準給与額220,000円）は同じ。ただし、掛金累計額は異なる。

<現行制度> Aさん

退職年度の掛金基準給与額×支給率	
加入期間	10年
掛金基準給与額	220,000円
掛金累計額	1,150,000円
現行支給率	4.465
計算方法	$220,000 \times 4.465$
退職手当金	982,300円

<新制度> Aさん

掛金累計額×新支給率	
加入期間	10年
掛金基準給与額	220,000円
掛金累計額	1,150,000円
新支給率	1.0
計算方法	$1,150,000 \times 1.0$
退職手当金	1,150,000円

<現行制度> Bさん

退職年度の本俸額×支給率	
加入期間	10年
掛金基準給与額	220,000円
掛金累計額	1,200,000円
現行支給率	4.465
計算方法	$220,000 \times 4.465$
退職手当金	982,300円

<新制度> Bさん

掛金累計額×新支給率	
加入期間	10年
掛金基準給与額	220,000円
掛金基準給与額	1,200,000円
新支給率	1.0
計算方法	$1,200,000 \times 1.0$
退職手当金	1,200,000円

<現行制度>

加入期間と退職時本俸額が同じ場合、掛金累計額（納付した額）に差があっても退職手当金は同額になる。

<新制度>

加入期間と退職時本俸額が同じ場合でも、掛金累計額が多い方が退職手当金は多い計算になる。

公平性の確保

退職手当金の計算方法Ⅱ

Aさんは令和6年度まで正規職員（加入期間10年）で、本俸額220,000円（掛金基準給与額220,000円）令和7年度から雇用形態を変更し短時間勤務本俸額100,000円（掛金基準給与額100,000円）2年後に退職した場合

<現行制度> R7.3.31 退職で退職金受取り

退職年度の本俸額×支給率	
加入期間	10年
掛金基準給与額	220,000円
掛金累計額	1,150,000円
現行支給率	4.465
計算方法	$220,000 \times 4.465$
退職手当金	(a) 982,300円

<新制度> R9.3.31 退職

掛金累計額×新支給率	
加入期間	12年
掛金基準給与額	100,000円
掛金累計額	1,282,000円
新支給率	1.02
計算方法	$1,282,000 \times 1.02$
退職手当金	1,307,640円

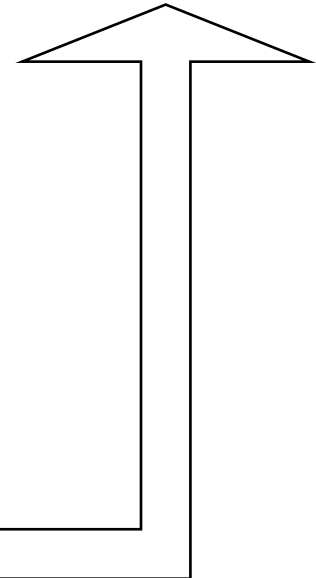
<新制度>



R7.4.1～R9.3.31 退職時退職金受取り

退職年度の本俸額×支給率	
加入期間	2年
掛金基準給与額	100,000円
掛金累計額	132,000円
新支給率	0.600
計算方法	$132,000 \times 0.600$
退職手当金	(b) 79,200円

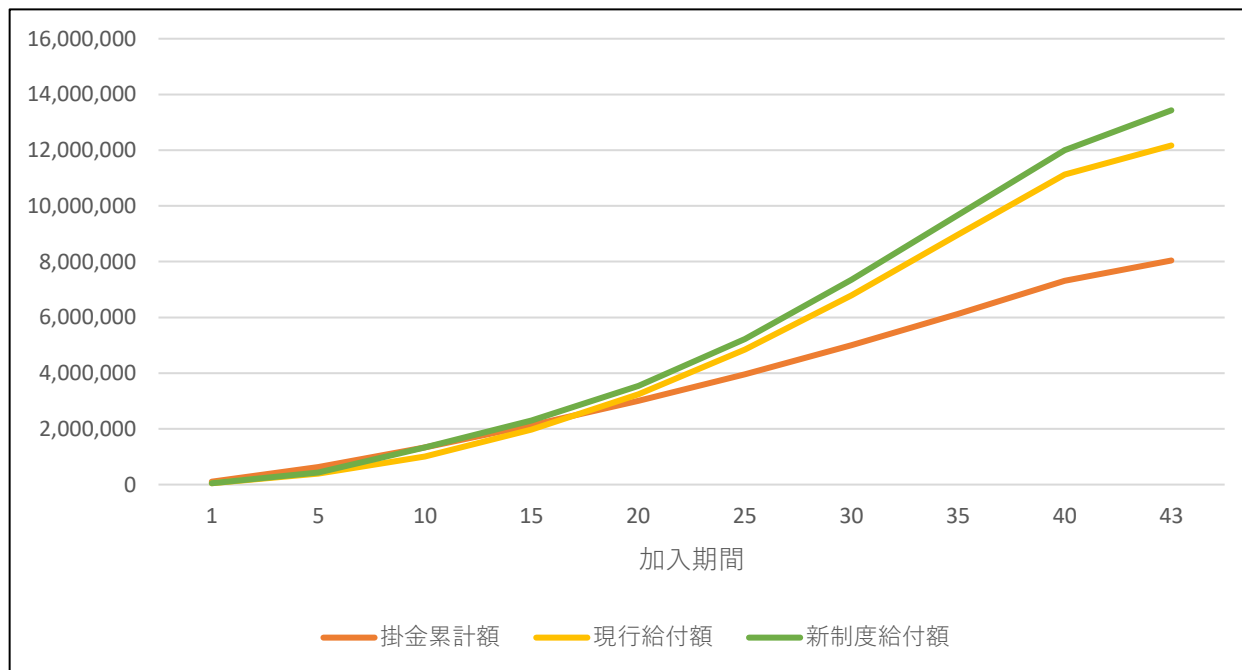
12年間合計額 (a)+(b) **1,061,500円**



注意事項

- ① 独立行政法人福祉医療機構の退職手当金は、雇用形態が変更（本俸額が減額）したまま加入し続けた場合、退職金額は減額することがありますのでご注意ください。
- ② 福祉医療機構と共済財団の退職手当金を別々の年に受給する場合、基本的に退職所得控除は二重に控除できません。予め顧問税理士にご相談ください。

現行制度と新制度給付額比較（モデルケース）



(金額単位：円)

年齢	加入期間	基準給与額	掛金累計額	現行給付額	新制度給付額	現行給付額比
22	1	158,000	104,280	49,296	49,296	0
27	5	205,000	627,000	399,000	438,900	39,900
32	10	230,000	1,336,500	1,004,700	1,336,500	331,800
37	15	255,000	2,128,500	1,971,300	2,298,800	327,500
42	20	280,000	3,003,000	3,239,500	3,543,600	304,100
47	25	305,000	3,960,000	4,845,000	5,227,200	382,200
52	30	330,000	4,999,500	6,792,500	7,349,300	556,800
57	35	355,000	6,121,500	8,977,500	9,672,000	694,500
62	40	366,000	7,317,420	11,126,400	12,000,600	874,200
65	43	366,000	8,042,100	12,169,500	13,430,400	1,260,900

三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部 作成

退職手当金支給率表(2025年4月1日より)

(別表)

被共済職員 期 間 (年) \ (月)	支 給 率											
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.0000	加入者掛金の累計額(共済約款第23条3)										
1	0.5000	0.5083	0.5167	0.5250	0.5333	0.5417	0.5500	0.5583	0.5667	0.5750	0.5833	0.5917
2	0.6000	0.6025	0.6050	0.6075	0.6100	0.6125	0.6150	0.6175	0.6200	0.6225	0.6250	0.6275
3	0.6300	0.6325	0.6350	0.6375	0.6400	0.6425	0.6450	0.6475	0.6500	0.6525	0.6550	0.6575
4	0.6600	0.6633	0.6667	0.6700	0.6733	0.6767	0.6800	0.6833	0.6867	0.6900	0.6933	0.6967
5	0.7000	0.7042	0.7083	0.7125	0.7167	0.7208	0.7250	0.7292	0.7333	0.7375	0.7417	0.7458
6	0.7500	0.7542	0.7583	0.7625	0.7667	0.7708	0.7750	0.7792	0.7833	0.7875	0.7917	0.7958
7	0.8000	0.8042	0.8083	0.8125	0.8167	0.8208	0.8250	0.8292	0.8333	0.8375	0.8417	0.8458
8	0.8500	0.8542	0.8583	0.8625	0.8667	0.8708	0.8750	0.8792	0.8833	0.8875	0.8917	0.8958
9	0.9000	0.9083	0.9167	0.9250	0.9333	0.9417	0.9500	0.9583	0.9667	0.9750	0.9833	0.9917
10	1.0000	1.0008	1.0017	1.0025	1.0033	1.0042	1.0050	1.0058	1.0067	1.0075	1.0083	1.0092
11	1.0100	1.0108	1.0117	1.0125	1.0133	1.0142	1.0150	1.0158	1.0167	1.0175	1.0183	1.0192
12	1.0200	1.0217	1.0233	1.0250	1.0267	1.0283	1.0300	1.0317	1.0333	1.0350	1.0367	1.0383
13	1.0400	1.0417	1.0433	1.0450	1.0467	1.0483	1.0500	1.0517	1.0533	1.0550	1.0567	1.0583
14	1.0600	1.0617	1.0633	1.0650	1.0667	1.0683	1.0700	1.0717	1.0733	1.0750	1.0767	1.0783
15	1.0800	1.0817	1.0833	1.0850	1.0867	1.0883	1.0900	1.0917	1.0933	1.0950	1.0967	1.0983
16	1.1000	1.1017	1.1033	1.1050	1.1067	1.1083	1.1100	1.1117	1.1133	1.1150	1.1167	1.1183
17	1.1200	1.1217	1.1233	1.1250	1.1267	1.1283	1.1300	1.1317	1.1333	1.1350	1.1367	1.1383
18	1.1400	1.1417	1.1433	1.1450	1.1467	1.1483	1.1500	1.1517	1.1533	1.1550	1.1567	1.1583
19	1.1600	1.1617	1.1633	1.1650	1.1667	1.1683	1.1700	1.1717	1.1733	1.1750	1.1767	1.1783
20	1.1800	1.1817	1.1833	1.1850	1.1867	1.1883	1.1900	1.1917	1.1933	1.1950	1.1967	1.1983
21	1.2000	1.2025	1.2050	1.2075	1.2100	1.2125	1.2150	1.2175	1.2200	1.2225	1.2250	1.2275
22	1.2300	1.2325	1.2350	1.2375	1.2400	1.2425	1.2450	1.2475	1.2500	1.2525	1.2550	1.2575
23	1.2600	1.2625	1.2650	1.2675	1.2700	1.2725	1.2750	1.2775	1.2800	1.2825	1.2850	1.2875
24	1.2900	1.2925	1.2950	1.2975	1.3000	1.3025	1.3050	1.3075	1.3100	1.3125	1.3150	1.3175
25	1.3200	1.3225	1.3250	1.3275	1.3300	1.3325	1.3350	1.3375	1.3400	1.3425	1.3450	1.3475
26	1.3500	1.3525	1.3550	1.3575	1.3600	1.3625	1.3650	1.3675	1.3700	1.3725	1.3750	1.3775
27	1.3800	1.3825	1.3850	1.3875	1.3900	1.3925	1.3950	1.3975	1.4000	1.4025	1.4050	1.4075
28	1.4100	1.4125	1.4150	1.4175	1.4200	1.4225	1.4250	1.4275	1.4300	1.4325	1.4350	1.4375
29	1.4400	1.4425	1.4450	1.4475	1.4500	1.4525	1.4550	1.4575	1.4600	1.4625	1.4650	1.4675
30	1.4700	1.4725	1.4750	1.4775	1.4800	1.4825	1.4850	1.4875	1.4900	1.4925	1.4950	1.4975
31	1.5000	1.5017	1.5033	1.5050	1.5067	1.5083	1.5100	1.5117	1.5133	1.5150	1.5167	1.5183
32	1.5200	1.5217	1.5233	1.5250	1.5267	1.5283	1.5300	1.5317	1.5333	1.5350	1.5367	1.5383
33	1.5400	1.5417	1.5433	1.5450	1.5467	1.5483	1.5500	1.5517	1.5533	1.5550	1.5567	1.5583
34	1.5600	1.5617	1.5633	1.5650	1.5667	1.5683	1.5700	1.5717	1.5733	1.5750	1.5767	1.5783
35	1.5800	1.5817	1.5833	1.5850	1.5867	1.5883	1.5900	1.5917	1.5933	1.5950	1.5967	1.5983
36	1.6000	1.6008	1.6017	1.6025	1.6033	1.6042	1.6050	1.6058	1.6067	1.6075	1.6083	1.6092
37	1.6100	1.6108	1.6117	1.6125	1.6133	1.6142	1.6150	1.6158	1.6167	1.6175	1.6183	1.6192
38	1.6200	1.6208	1.6217	1.6225	1.6233	1.6242	1.6250	1.6258	1.6267	1.6275	1.6283	1.6292
39	1.6300	1.6308	1.6317	1.6325	1.6333	1.6342	1.6350	1.6358	1.6367	1.6375	1.6383	1.6392
40	1.6400	1.6408	1.6417	1.6425	1.6433	1.6442	1.6450	1.6458	1.6467	1.6475	1.6483	1.6492
41	1.6500	1.6508	1.6517	1.6525	1.6533	1.6542	1.6550	1.6558	1.6567	1.6575	1.6583	1.6592
42	1.6600	1.6608	1.6617	1.6625	1.6633	1.6642	1.6650	1.6658	1.6667	1.6675	1.6683	1.6692
43	1.6700	1.6708	1.6717	1.6725	1.6733	1.6742	1.6750	1.6758	1.6767	1.6775	1.6783	1.6792
44	1.6800	1.6808	1.6817	1.6825	1.6833	1.6842	1.6850	1.6858	1.6867	1.6875	1.6883	1.6892
45年以上	1.6900											

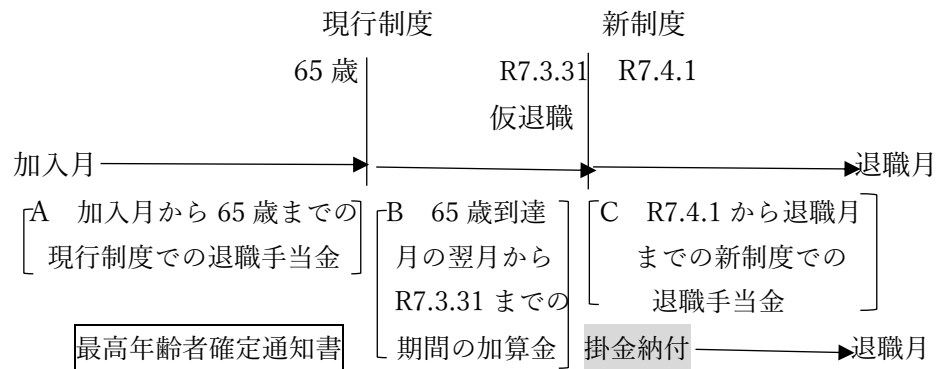
最高年齢者の退職手当金計算方法

現行制度上の最高年齢者（65歳以上）で掛金を免除されている方
又は令和7（2025）年2月末日までに65歳になられる方の計算方法

現行制度終了の日、令和7（2025）年3月末日を仮の退職日として、現行制度で退職手当金を計算します。

令和7（2025）年4月から退職日までの期間で、新制度での退職手当金を計算します。

現行制度と新制度でそれぞれ計算した金額を合算した額が、退職手当金として給付されます。

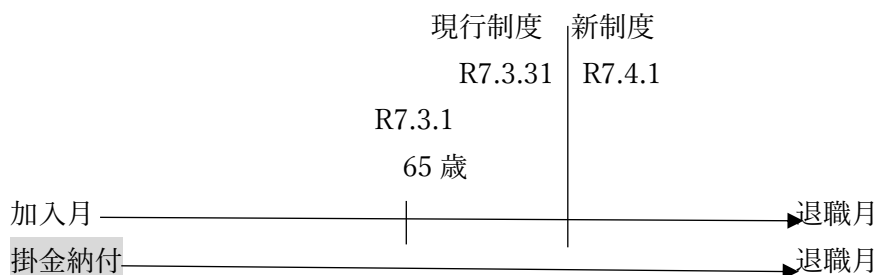


$$\text{退職手当金} = A + B + C$$

令和7（2025）年3月1日以降に65歳になられる方の計算方法

加入月から退職月までの期間、新制度での計算に基づく退職手当金額になります。

※65歳になられてからも退職月まで掛金を納付していただきます。



現行制度上の最高年齢者（65歳以上の方）の掛金納付について

現行制度では、65歳到達月の翌月分から掛金の納付は不要ですが、新制度では、令和7年4月分掛金から、掛金の納付を新たに開始していただくこととなります。

そこで、令和6年度（現行制度）中で最高年齢者（65歳に到達している方）につきまして、令和7年4月1日現在の在籍状況及び掛金算定の基礎となる本俸月額を届出していただくこととなります。

令和7年3月中旬頃、別紙「新たに掛金納付が始まる最高年齢者（65歳以上の加入者）状況届」を該当施設に郵送します。

新たに掛金納付が始まる最高年齢者（65歳以上の加入者）状況届

（西暦） 年 月 日

一般財団法人 栃木県民間社会福祉施設職員
退職手当共済財団 理事長 様

団体の名称
代表者職氏名 印

令和7（2025）年4月1日現在の新たに掛金納付を始める最高年齢者（65歳以上の加入者）
の状況を届け出ます。

施設コード ××× 施設名 △△△保育園

職員 コード	氏名	在籍		退職		異動	
		①	② 本俸月額 4月1日現在	③	④ 退職日	⑤	⑥ 転出日（転出先施設名）
〇〇〇	〇〇 〇〇	✓	例 250,000 円				()
〇〇〇	〇〇 〇〇		円	✓	例 2025. 3. 31		()
〇〇〇	〇〇 〇〇		円			✓	例 2025. 3. 31 (〇〇保育園)

<記入方法>

施設コード・施設名・職員コード・氏名は印刷済みです。

- ◆ 令和7（2025）年4月1日現在、施設に在籍されている方

① に✓を入れてください。

② に4月1日現在の本俸月額を記入してください。

※本俸月額に基づき掛金額を算出します。（別表1 共済掛金額表）

- ◆ 令和7（2025）年4月1日現在、退職に伴い施設に在籍していない方

③ に✓を入れてください。

④ 退職日を記入してください。

※様式6「被共済職員退職届兼退職手当支払資金請求書」を提出してください。

- ◆ 令和7（2025）年4月1日現在、異動に伴い施設に在籍していない方

⑤ に✓を入れてください。

⑥ 転出日及び転出先施設名を記入してください。

※様式12「共済契約者間継続職員異動届」を提出してください。

<留意事項>

令和7年4月21日（月）までに共済財団あて提出してください。

※令和7年4月分掛金額算出に必要な書類ですので、提出期限の
厳守をお願いいたします。

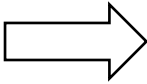
経過措置について

公平性を高めた新退職手当金制度



<退職手当金が減る場合>

令和7年3月31日在籍の全加入職員が
現行制度に基づいて退職した場合の退職
手当金を保障



経過措置期間5年
R7.4.1~R12.3.31

令和7年4月1日以降退職した方は、現行制度の規定に基づき令和7年3月31日に退職したと仮定して計算した金額（A）と、新制度の規定に基づき計算した金額（B）のいずれか多い方を退職手当金として給付します。

(A)

<現行制度>
令和6年度掛金基準給与額 × 現行支給率 = 退職手当金

(B)

<新制度>
掛金累計額（経営者分+職員分） × 新支給率 = 退職手当金

退職手当共済財団からのお願い

令和6年11月8日

共済事務ご担当者様

日頃より退職共済事業にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

令和7年4月1日施行の制度改訂に伴い、通常諸届出書の提出期限は、翌月10日としておりますが、令和6年度中に発生しました届出書につきましては、令和7年3月末日までにご提出されますようお願い致します。

なお、書類作成・送付等が提出期限に間に合わない場合は、共済財団事務局までご連絡ください。

関係する書類とは

- ✓ 3月分までの 被共済職員追加申込書、共済契約者・職員データ入力票
- ✓ 3月分までの 休職・育児休暇等届
- ✓ 3月分までの 休職・育児休暇等の復職届
- ✓ 2月から3月までの 共済契約者間継続職員異動届
- ✓ 2月退職者までの 被共済職員退職届兼退職手当支払資金請求書
(但し、令和7年3月退職分は除きます。)
- ✓ 3月までの (共済契約者・施設・被共済職員) 名称等変更届
- ✓ その他3月以前の各種届出書類

ご注意

届出書類の遅れにより、掛金累計額が正確に把握できない場合、退職手当金額に影響を及ぼす可能性があります。

※退職手当金支払後は、退職日を遡ることはできませんのでご注意ください。

県共済制度の加入要件の変更について

非正規職員の増加に伴い、社会保険等加入要件が緩和されている現状を踏まえ、当共済制度においても正規職員、非正規職員、年齢等に関わりなく福祉施設で働く方は、どなたでも退職手当金を受取れるように加入要件を次のように変更することとしました。

<現在の加入要件>

社会福祉施設の経営者に使用され、その施設の業務に従事する有給職員は加入できる。

ただし、以下の該当者は加入できない。

1. 労働時間が正規職員の所定労働時間の3分の2未満の職員
2. 加入申込時点で、満65歳以上の職員
3. 1年未満の雇用期間を定めて採用された職員

<変更後の加入要件>

上記1及び2を条項から削除する。

<変更期日>

令和7年4月1日